

令和4年9月市議会 建設水道委員会資料

第125号議案 市道路線の認定及び廃止について

目次

1 路線名一覧表	1 ページ
2 市道路線認定等位置図	2 ページ
3 位置図、起終点写真	3～10 ページ
4 道路法(抜すい)	11 ページ

土木部

令和4年9月



1 路線名一覧表

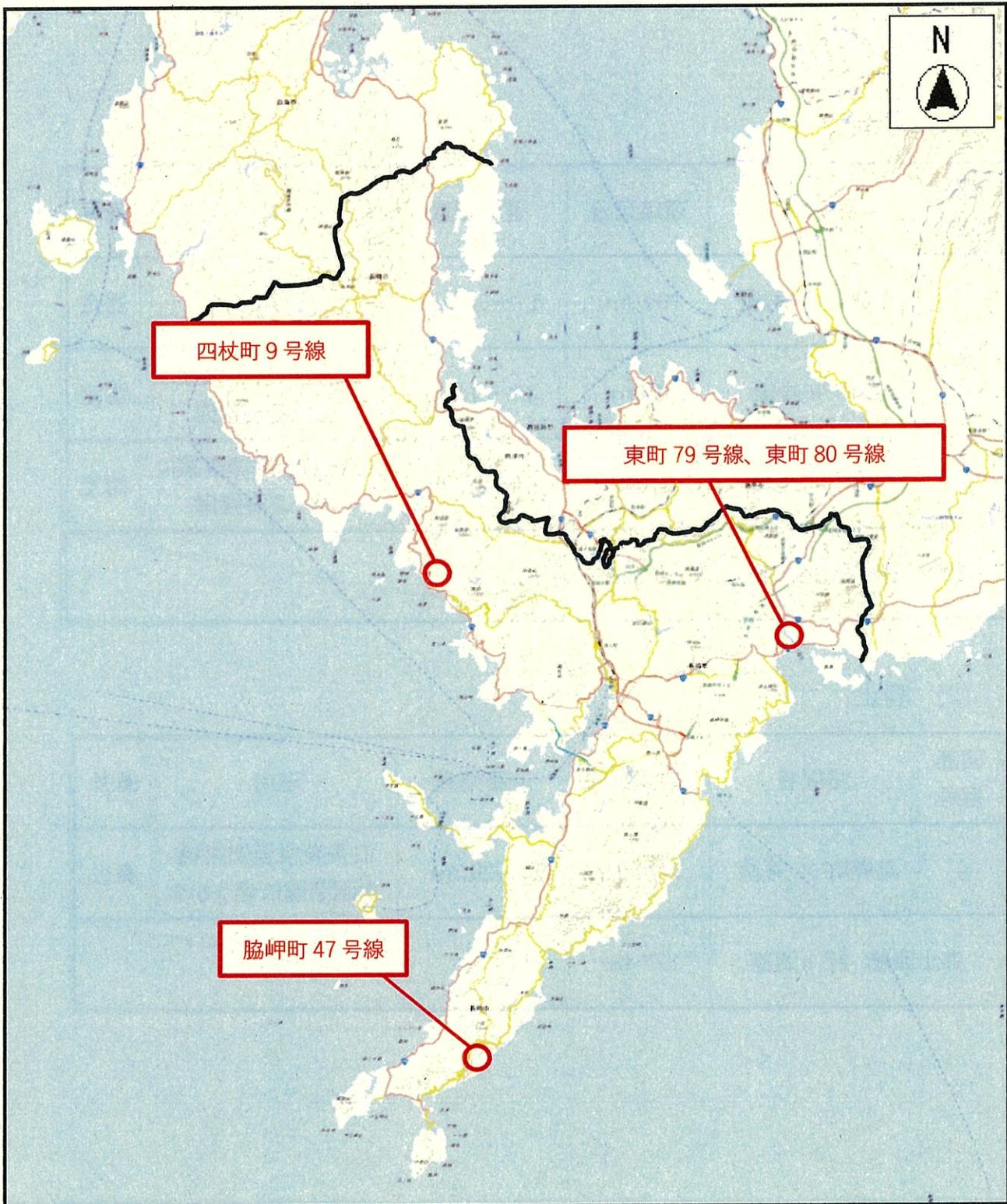
(1) 認定

図面 番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	四杖町 9 号線	160.0m	8.7~38.0m	道路新設	認定
②	東町 79 号線	42.9m	3.7~8.8m	土地区画整理事業に 伴う道路整備	認定
③	東町 80 号線	510.6m	2.7~21.7m	土地区画整理事業に 道路新設 伴う道路整備	認定
認定路線 計 3 路線		713.5m			

(2) 廃止

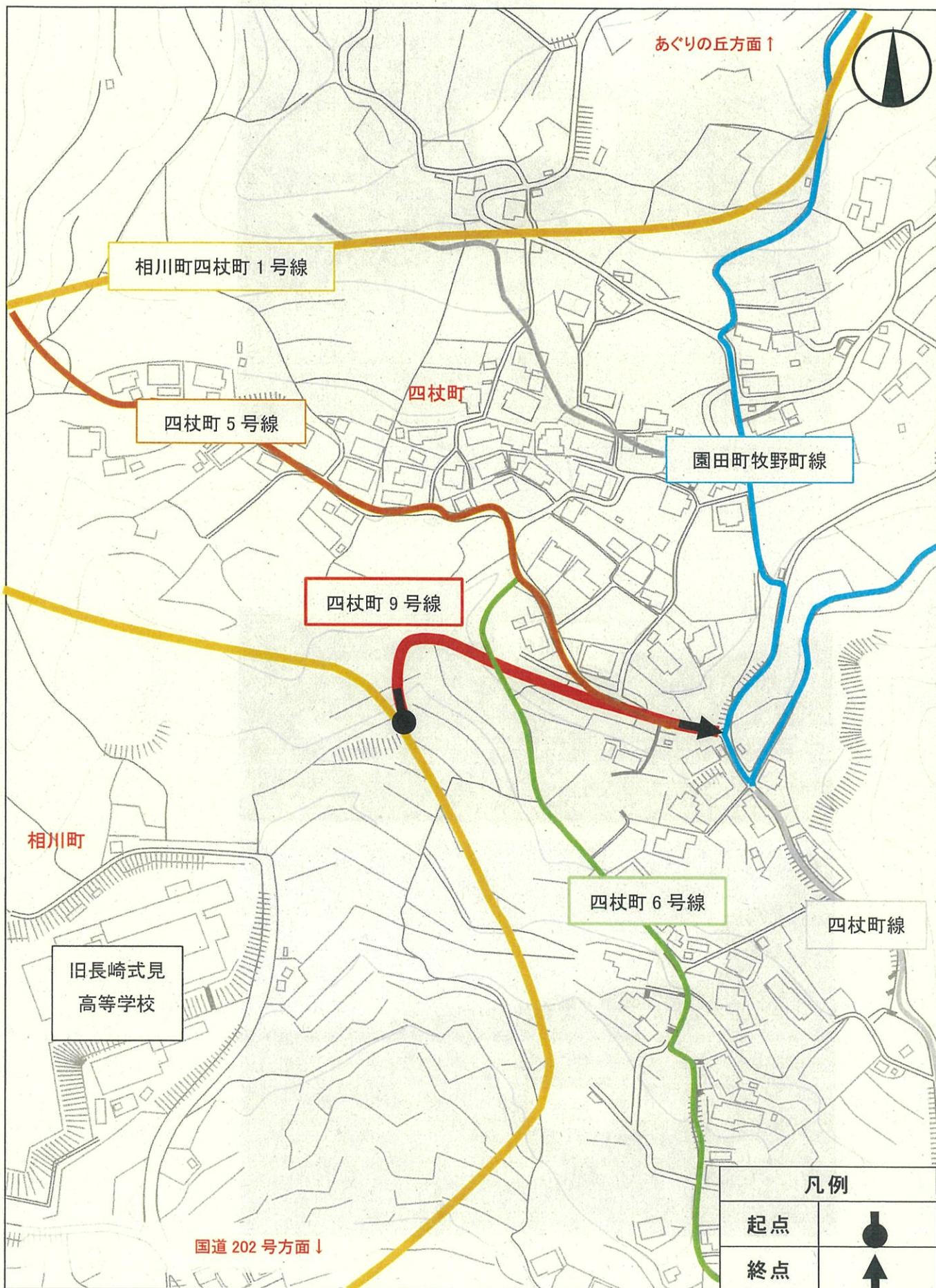
図面 番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
④	脇岬町 47 号線	377.4m	5.7~20.3m	旧長崎県亜熱帯植 物園閉園に伴うもの	廃止
廃止路線 計 1 路線		377.4m			

2 市道路線認定等位置図



3 位置図、起終点写真

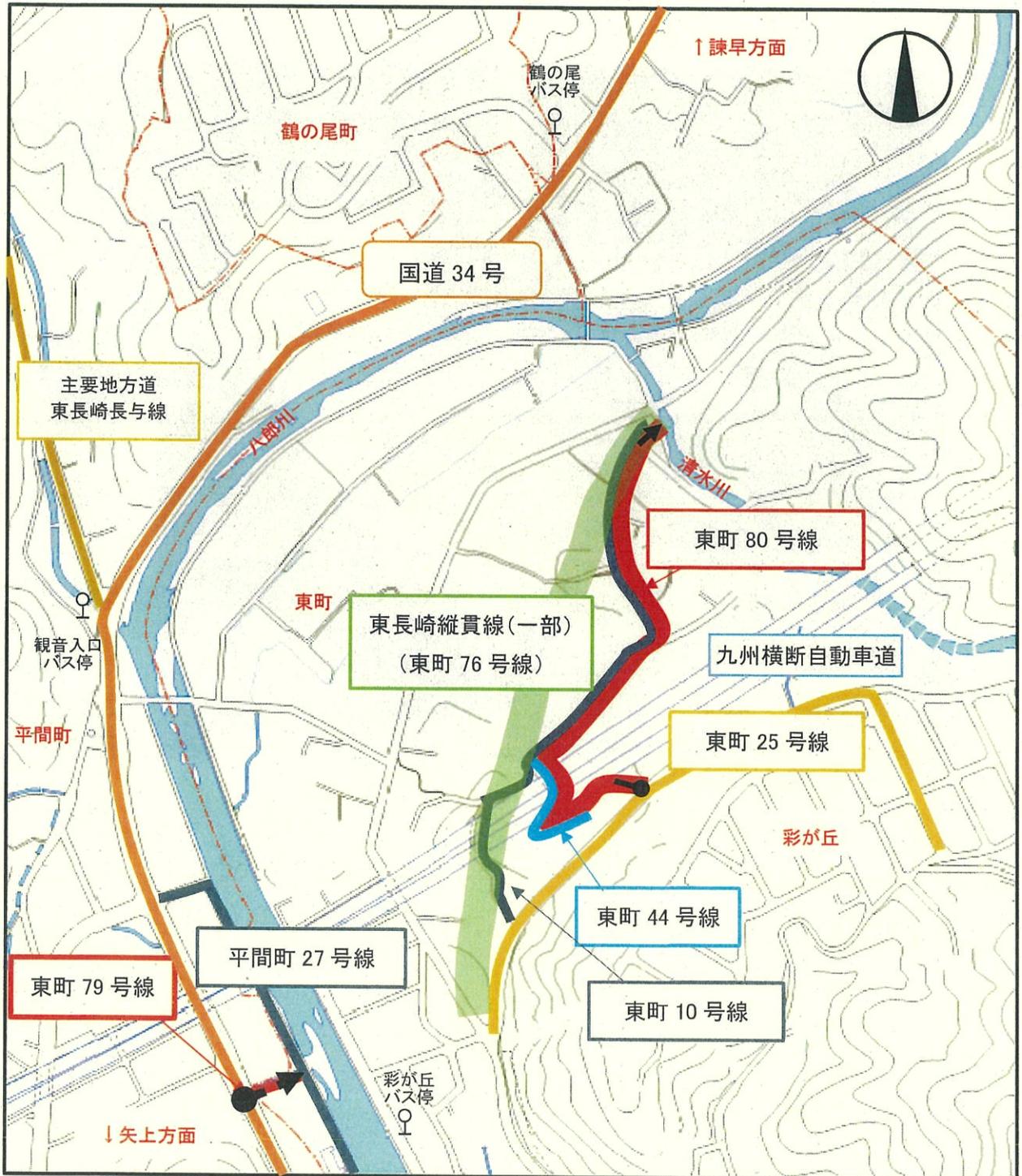
①四杖町 9 号線



①四杖町 9 号線 (現況写真) 道路延長 160.0m



②東町 79 号線、③東町 80 号線

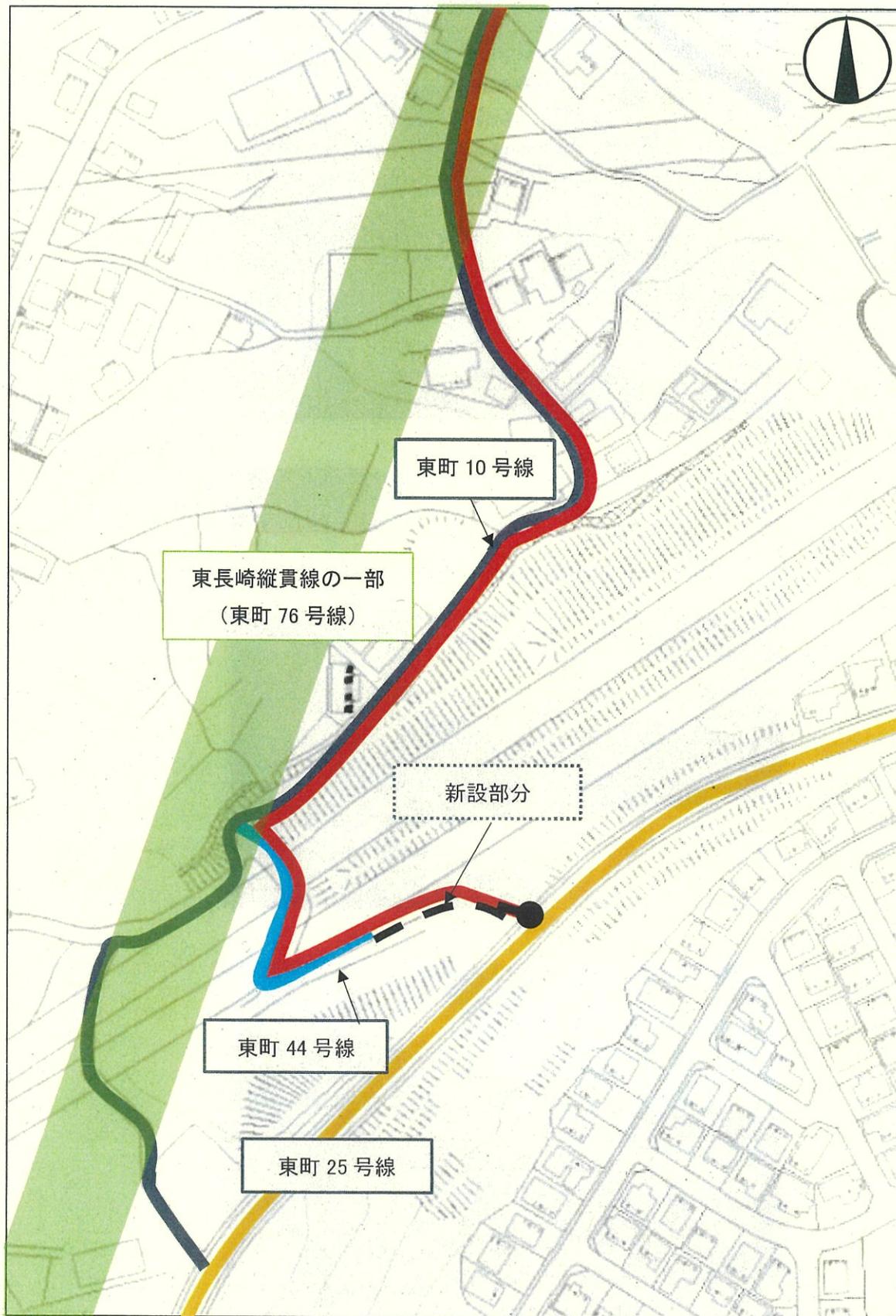


凡例	
起点	●
終点	▲

②東町 79 号線（現況写真） 道路延長 42.9m



③東町 80 号線 (詳細図)



凡例	
起点	●
終点	▲

③東町 80 号線（現況写真） 道路延長 510.6m



④脇岬町 47 号線



凡例	
起点	●
終点	▲

④脇岬町 47 号線 (現況写真) 道路延長 377.4m



4 道路法（抜すい）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

第8条第1項

第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第8条第2項

市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条第1項

都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

第10条第3項

第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止または変更について、それぞれ準用する。